

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は 58,240 人、内生産年齢人口は 31,100 人（令和 2 年国勢調査による）で、近年少子高齢化が進んでいる。産業構造は農業、製造業の就業者の割合が高いのが特徴である。

本市における中小企業の状況は、少子高齢化の進行に伴う人手不足、後継者不足が喫緊の課題となっている。さらに近年の原材料等の価格高騰に伴う世界的な物価高の影響により、積極的な企業活動が出来ないという状況が散見され、この状況を放置することで、市内企業の競争力低下が想定される。

(2) 目標

本市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業において、人手不足に対応するために旧来の生産設備をより生産性の高い設備に積極的に更新し、自社の労働生産性を高め、競争力が向上することを目指す。そのため、本市では計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を年率 3 % 以上向上させ、人手不足の解消を目指す。

人手不足の解消により、企業の収益が向上し、経済の好循環へつなげる。

2 先端設備等の種類

本市は、古くから繊維業、繊維業に関連する機械産業や、農業と連携した食品産業が盛んであるが、その後情報通信関連産業、電子部品・デバイス・電子回路産業が盛んになってきている。さらに今後成長が見込まれるロボット産業等への進出が予想され、幅広い産業への展開が図られてきている。

これら産業は、本市の地域産業や、農業等と密接な関わりがあり、雇用、出荷額で大きな割合を占めていることは本市の特色の一つであり、中小企業の生産性向上の実現が必要である。

そのため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、本市全域において中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は平成18年に5町が合併して誕生した市であり、広域にわたり地域性のある中小企業が立地しているため、対象となる地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市では、合併前の5町ごとに地域性のある中小企業が操業している。主な業種としても、本市で盛んな農業と結びついた食料品製造業、地域産業である繊維業から、情報通信、電子産業といった福島県が集積を目指す先端産業まで幅広い業種の中小企業が立地し、市民の働く場としてのみならず、産業間を横断する形で本市の経済に貢献しているため、本計画において対象となる業種は全業種とする。

事業については、新商品の開発、新たな事業領域への進出、既存事業の収益率の向上に向けた幅広い取り組みを促すため、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年6月20日～令和9年6月19日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画の実施にあたっては以下について配慮する。

①人員削減を目的とした設備投資は本計画の対象としない。

②公序良俗に反する事業や、反社会的勢力との関係が認められる事業については対象としない。

③納税の円滑化及び税負担の公平性の観点から、市税を滞納している事業者については対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。